

322回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年4月12日(月)15:00～15:15

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第322回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件ではございますが、今回も傍聴者を受け付けないこととさせていただきます、インターネットで同時中継を行ってございます。

第2部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　それでは、今説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については非公開での開催とさせていただきたいと思いますが、異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今お話があったとおりにさせていただきます。

最初の議題1は、「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」です。黒田室長からお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長　それでは、資料3に基づいて説明をさせていただきます。

「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」ということでございます。

こちらの資料の2ページを御覧いただければと思いますけれども、日本卸電力取引所につきましては、電事法の規定に基づき業務規程の変更には経産大臣の認可を取得することとされておりまして、こちらについては電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項となっております。

今般、4月7日付で、日本卸電力取引所から経産大臣に対し以下の2点についての業務

規程変更の認可申請が行われており、意見聴取が参っているということでありまして、1点目が電事法改正を受けた値差収益（市場間約定代金差額）に係る取扱いの変更について、2点目が非化石市場における売買入札量の公開についてということでございまして、順に御説明させていただければと思います。

まず1点目のほうでございすけれども、昨年6月に成立した改正電事法におきまして、電力広域機関が広域的なネットワークの整備に関する計画を策定することが法定化されまして、この改正に伴い、ネットワーク整備費用を全国で負担する仕組み（全国調整スキーム）として、今年度以降、日本卸電力取引所の値差収益が全額、電力広域機関に納付されることになってございます。この改正に伴い、業務規程の市場間値差の管理に規定される値差収益について、今後は全額を翌年度の4月末までに電力広域機関に納付することで、業務規程の変更を実施する必要が生じているということでございます。

なお、一番下の※でございすけれども、この電事法上は2021年度以降に発生した値差収益に関する電力広域機関への納付ということでございますが、エネ庁の審議会におきまして指定法人となった2016年度以降に発生した値差収益についても、電力広域機関に納付することが決定されているということでございます。

ちなみに、値差収益でございすけれども、5ページのところを見ていただくと、毎年度、一定程度ずつたまっておりまして、2019年度末の時点では課税額を差し引きまして、市場間値差として123億円ほどがたまっているような状況でございます。これを納付する規定を設けるというのが1.の件でございます。

それから先に進ませていただいて9ページでございすが、2点目の非化石市場の売買入札量公開に係る規程の変更ということでございます。こちらにつきましては昨年11月から非化石価値取引市場において、F I Tの非化石証書の取引が開始されているということでございます。年4回行うことになってございまして、次の10ページにあるように、取引結果の情報が公開されているということでございます。

こちらについては3つ種類がございまして、非F I Tの再エネ指定なし、非F I Tの再エネ指定、それからF I Tの3つの取引がそれぞれ行われてございます。上の2つがシングルプライスオークションで実施されておりまして、一番下のF I Tについてはマルチプライスということになってございます。上2つの取引は11月の回から始まっているということでございますけれども、現状の規定に基づく情報の開示におきましては約定量と約定価格のみが、上2つについては公開の対象になっているということでございます。こち

らについてエネ庁の審議会におきまして情報公開を拡充すべきであるという声が上がりまして、約定量、約定価格に加えて売買入札量についても公開することがエネ庁の審議会で議論されているということでありまして、これに伴って卸電力取引所の取引規程についても変更するというものでございます。

エネ庁での議論というのが11ページ、12ページのところに載っておりまして、昨年11月の制度検討作業部会でも議論が出ております。売り入札、買い入札の情報を開示すべきということがありまして、本年3月の制度検討作業部会で、赤枠で囲っておるところでございますけれども、市場取引における売り買いの入札総量についても、公表することにしてはどうかとなっているということでございます。

こちらの2点の業務規程の改定ですが、審査基準への適合性についてということでございますけれども、14ページの2つ目のボツを見ていただくと、この2点の改正につきましては電事法施行規則で規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の取引を適正かつ確実に実施する上で適当であるものという要件に該当すると考えられるため、経産大臣からの意見照会について問題ない旨を回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として意見回答することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経産大臣に意見回答することといたします。

次に、議題2についてです。「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」、田中課長から説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長     よろしくお願いいたします。

資料4を御覧いただけますでしょうか。こちらは広域機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可についてということになっております。3月2日付で広域機関より経済産業大臣に対して業務規程等の変更の認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。当該認可に係る電力・ガス取引等監視委員会としての回答につ

いて、御審議いただくというものでございます。

変更の主な内容ということですが、2.以下のとおりということで、電気事業法改正に伴う新規業務の追加に関する規定の変更というのが(1)でございまして、こちらについては昨年6月の電気事業法改正により、広域機関に以下の業務が新たに追加されたことに伴い、業務規程及び送配電等業務指針を改正するものでございます。

1つ目が広域系統整備計画の届出ということで、我が国全体の系統整備を効果的に実施するため、広域機関が費用便益分析に基づいて地域間連系線等の増強の具体的計画（広域系統整備計画）を策定して、経済産業大臣に届出を行うこととされましたので、その旨を記載するというものでございます。

2番目として、広域系統整備交付金の交付ということで、先ほど卸電力取引所の業務規程でも少しお話がありましたけれども、広域系統整備計画に基づき系統増強を行う事業者に対して、卸電力取引所からの値差収益を原資とした交付金を交付するというもので、これは広域機関の業務ということで、業務規程等に記載されるといったことでございます。

3番目といたしましては、災害等復旧費用の交付金の交付ということで、一送が災害等により発生した停電を早期に解消するため、一送のほうは毎年、一定額の拠出金を広域に納付する災害等復旧費用の相互扶助制度が創設されたわけですが、広域機関は当該制度に基づいて被災したエリアの一送に対して、復旧費用に充当するための交付金を拠出金から交付する業務といったことが発生しますので、その旨を規定するというものでございます。

(2)のほうは系統アクセスに関する規定の変更ということで、こちらにつきましては現在、発電事業者が同一地域で10万kW以上の発電所を廃止、建て替え（リプレース）を行い、同一系統にアクセスする場合は、新規発電設備等の連系と同様に取り扱うことが公平であるとの考えから、広域はそのリプレースの情報を公開し、当該系統への他の連系希望者を募集することとされております。

他方、10万kW以上の発電所であっても、長期計画停止など廃止に該当しない案件はリプレースによる情報公開の対象外となるため、リプレースを行う事業者以外の事業者は情報を取得することが困難。このため、情報公開に関するルールを見直しまして、廃止に限らず長期計画停止や最大受電電力量の減少により送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合には、一送は増加する連系可能量や、その時期及び増加する送電系統をWebサイトにおいて情報を公表する旨等を追加するものでございます。

以上の変更案の内容に関して、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されること

から、委員会として資料4―3、4―4のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたいということでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関して御質問、御意見ございませんでしょうか。どうぞ、林先生。

○林委員     御説明ありがとうございました。広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等の業務指針の変更の認可ということで、事務局の提案に異存ございません。

特に今の資料でいいますと、変更の主な内容の(1)の②です。広域系統整備交付金の交付につきましては、やはり以前から値差の話です。収益の混雑取引の値差の話をどう交付していくかということで、それをしっかり広域の系統の整備計画で系統増強するという、非常に合理的な正しい方向に今進んでおりますので支持したいと思いますし、そういったいい方向に進んでいるということで全く異存ございません。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。——それでは、私のほうから、広域系統整備計画というのは何年ごとに改定するものなのですか。

○田中NW事業監視課長     広域系統整備計画自体は連系線を整備する計画ができるごとに変えていくということなので、何年ごとということではなくて、連系線の整備を決めたごとに更新をしていくということになっています。

○八田委員長     ということは整備計画をつくったらすぐ、工事に向けての準備を始めるということなのですか。

○田中NW事業監視課長     はい。

○八田委員長     需給の状況や調整力の市場の整備状況等によって、各地の価格など大きく変化することがあると思うのです。そうすると、一応今の前提で整備計画をつくっているけれども、途中で変わることはあり得るのではないか。もっと整備しないといけないとか、こっちのほうがプライオリティーが高いとかいう状況が起きたときに、それはどういう手続で計画を変えていくのか。

○田中NW事業監視課長     そういった周りの状況とかの変化によって、連系線、基幹系統等の整備計画を変更することになれば、そのとき広域系統整備計画を見直して、改定を

するということになります。

○八田委員長　その見直すきっかけとなる基準というのは何でしょうか。

○田中NW事業監視課長　そういう状況を見て必要だということになれば……

○説明者　広域機関の委員会にかけて。

○田中NW事業監視課長　見直して議論をして、整備計画を見直すということになるだろうと。

○八田委員長　当然、費用便益分析に基づいているのだろうけど、費用便益分析が土台としている価格自体がどんどん変わるならば、かなりあやふやな整備計画となってしまう。そうはいってもいられないから何年間は縛る必要があるだろうけど、それから先はいつも新しい価格を見ながら改定していくべきだと思うのです。整備計画自体が一種の価格に条件づけたものにしておいてもいいようなものではないかなと思うのですよね。そのところは余りはっきりしていないということですね。

○田中NW事業監視課長　必要に応じて不断に見直していくという。そういった形になっているかと思います。

○八田委員長　分かりました。

ほかに何か御質問ございませんか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣へ意見回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、案のとおり意見回答することといたします。

第1部として予定していた議題は以上ですが、ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長　事務局から1点、御報告でございます。

4月7日に緊急での書面開催をいたしまして、島根県松江市におけます大規模火災に係る特例認可につきまして、認可することに異存はない旨、大臣に回答を行ってございます。

1点、御報告でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第1部を閉会いたします。

——了——